平成２２年（フ）第５２７２号
大阪市淀川区東三国２丁目12番24―206号
債務者　日野みどり
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１５号
大阪市旭区新森２丁目21番６―505号
債務者　松田　　理
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２３号
大阪市淀川区西三国１丁目21番36―606号
債務者　松原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８５号
大阪市西淀川区柏里３丁目16番１―705号
債務者　**帆**足　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０９号
大阪市港区市岡元町２丁目８番１号　稲毛マンション201号
債務者　広田　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４６号
大阪市淀川区十三東１丁目20番23―1001号
債務者　尾﨑　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４８号
大阪府東大阪市足代北１丁目５番21号　若葉マンション
債務者　山口　晃一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４５３号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番14号
債務者　塩根　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４５８号
大阪市港区市岡元町２―10―15　相原マンション４階503号、住民票上の住所大阪市港区市岡２丁目３番２号
債務者　岩﨑　優作
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６１号
大阪府交野市森北２丁目２番８号
債務者　冨田　正明
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６４号
大阪市淀川区西三国１丁目２番38―205号
債務者　馬場　亜矢
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６７号
大阪市生野区中川東２丁目11番８―107号
債務者　中根　徳光
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７２号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番37―715号
債務者　菅　美代子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７４号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番28号　ツインステージⅡ202
債務者　石橋佐武郎
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７５号
大阪市淀川区新高１丁目２番33号飛鳥壱番館703号
債務者　飯干　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１号
札幌市北区北34条西５丁目１番３―901号
債務者　佐藤　涼子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７１号
札幌市東区北23条東13丁目５番５号　原田マンション２階８号
債務者　小田　清美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１５号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番11―105号
債務者　中山　修一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部